

退職手当金請求書

846
0

【重要事項説明】

- ①以下の説明は社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「法」と記載)に基づくものとします。
- ②退職した場合、退職手当金の請求あるいは法第11条で規定する被共済職員期間の合算の利用のいずれかを選択でき、退職金の請求は本紙により行います。
- ③退職者の犯罪行為による退職(法第13条)のほか、虚偽報告その他、法の規定により退職手当金が支給されない場合があります。

機構受付日付印

977

983

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

記入日

平成 年 月 日

私は、上記重要事項説明を理解した上で、退職手当金を請求します。なお、請求する私は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力への関与はありません。

請求者	312 請求者区分(統柄)	フリガナ	313	332 372	373 生年月日	379	連絡先電話番号		
	1 退職者本人 2 相続人() 3 遺族()	氏名		(印)	1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和 4 平成		市外局	局	番号
	郵便番号	住所	403	502					
振込先金融機関	金融機関コード	店番号	振込先金融機関名を記入のうえ、○で囲んでください。			539 540	569		
	570	573 574 576	510	銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合			本店・支所 支店・出張所		
	口座番号 (右詰めで記入してください)		預金種目	口座名義 (左詰めでカタカナで記入してください)			〔あなた以外の預金口座には送金できません〕		
	577	583	普通	585				605	

〈個人情報取扱いに関する注意事項〉 請求者又は退職者に係る個人情報は、退職手当共済業務及びこれに附帯する業務の範囲内で利用されます。

平成 年 月 日	芝 税務署長 市町村長 殿	平成 年分	退職所得の受給に関する申告書	支払者受付印
退職手当の支払者の	所在地(住所) 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	氏名	615	(印) 654
名称(氏名)	独立行政法人福祉医療機構	現住所	〒	
法人番号	8010405003688	個人番号		
		その年1月1日現在の住所	655	754

【個人番号の取得目的】 あなたの個人番号は税務手続きに利用します。

このA欄には、全ての方が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)										
A	① 退職手当等の支払を受けたこととなった年月日	年	月	日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年
	② 退職の区分等	一般	生活扶助	の	有・無	至	年	月	日	年
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。										
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自	年	月	日
		至	年	月	日		至	年	月	日
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。										
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自	年	月	日
		至	年	月	日		至	年	月	日
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。										
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自	年	月	日
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日
	至	年	月	日		至	年	月	日	
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。										
E	区分	退職手当等の支払を受けたこととなった年月日	収入金額	源泉徴収額	特別徴収税額	支払いを受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)		
	B	:	:			:	一般			
	C	:	:			:	障害			

源泉徴収票貼付欄
のりづけとし、ホッチキスでとめなくてください

注意 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

◎原則、被共済職員退職届(約款様式第7号)と併せてご提出下さい。

本人確認書類貼付用用紙

【注意事項】

氏名の変更が伴う場合、旧姓から新姓への変更が確認できる公的証明書(戸籍抄本(写)、旧姓と新姓が確認できる住民票(写)または運転免許証の表裏(写))が必要となります。

985

990

個人番号カードの写し又は番号通知カードの写しを貼付して下さい

顔写真付きの身分証明書等身分確認書類を貼付して下さい

【退職手当金請求書等 提出前チェックリスト】

提出をする前に次のことをもう一度ご確認ください！
以下のチェック項目の記入等がない場合、通常時より支給が遅れる恐れがあります。

【退職手当金請求書または合算制度利用申出書提出時の共通チェック項目】

- 請求者区分の選択は正しいですか？
※ 本人は1に、相続人は2に、遺族は3に○をつけましたか？
- 請求するあなたの氏名、フリガナを記入しましたか？
- 結婚等で氏名が変更している場合、請求書には**新姓**を記入していますか？
- あなたの印鑑を鮮明に押しましたか？
※ 不鮮明な場合は余白に再度押印をしてください。
- 元号（昭和・平成等）に○をつけ、生年月日を記入しましたか？
- 連絡先電話番号を記入しましたか？
- 7桁の郵便番号を記入しましたか？
- 住所を記入していますか？住所は現在お住まいの住所になっていますか？
- 記入事項に訂正がある場合、請求者印で訂正印を押印していますか？
- 鉛筆や消せるボールペンで請求書を記入していませんか？
※ 鉛筆等を使用した場合、受付ができません。

【退職手当金請求書提出時のチェック項目】

- 振込先金融機関の金融機関コード、支店番号、金融機関名、支店等名を請求者ご本人の通帳キャッシュカード等をもとに正しく記入しましたか？
- 振込先金融機関が**ゆうちょ銀行の場合**、支店名は**漢数字三文字（最終桁は「八」）**になっていますか？また、口座番号は**7桁の数字**が記載されていますか？
- 振込先金融機関や支店名が合併や支店統廃合等により変更となっていないですか？
- 振込先金融機関の通帳の表紙と見開きページの写を添付しましたか？
- 退職所得の受給に関する申告書の「あなたの」欄に記入・押印し、「A」欄に記入しましたか？
- 「個人番号」（マイナンバー）は正しく記入しましたか？
- 「その年1月1日現在の住所」には、その時点の住民票に登録されている住所を記入しましたか？
- 機構以外から支給された退職所得にかかる源泉徴収票を添付しましたか？
- 「本人確認書類（運転免許証等）」の貼付もれはありませんか？
- 結婚等で氏名が変更している場合、**新姓の本人確認書類**を添付していますか？
- 最後に記入漏れ・押印漏れ等がないか今一度ご確認ください。

退職手当金支給時期について

【退職金の受給が機構だけの場合】請求手続きは、①ご退職されるお勤め先（退職時に請求書を提出）→②業務委託先（各都道府県の社会福祉協議会等（請求書を取りまとめて機構へ提出））→③福祉医療機構という順番で請求書が送付されます。請求書が機構へ届く③の時点から退職手当金支給までに書類審査、データ登録、金融機関への送金指示等の手続き等があるため概ね2ヶ月を要します。請求が集中する時期、財源の状況、記載内容の誤りなどにより2ヶ月以上かかることがあります。

【退職金の受給が複数ある場合】通常、機構以外からの退職金の受給が完了して後にご退職されるお勤め先が機構へ退職手当金請求手続きを開始しますので、**機構以外からの退職金を受給するまでの期間が上記の期間（概ね2ヶ月）に加わる**ことになります。

【退職手当支給時期に関するお問い合わせ先：ナビダイヤル **0570-050-294**】